

○平群町地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(平成18年3月2日要綱第2号)

改正 平成19年3月30日要綱第29号

(設置)

第1条 平群町地域包括支援センター(以下「地域包括支援センター」という。)の円滑かつ適正な設置及び運営を図るため、平群町地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営協議会が分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域包括支援センターの設置等に関する事。
- (2) 地域包括支援センターの運営及び評価に関する事。
- (3) 地域における介護保険以外のサービスとの連携の形成に関する事。
- (4) その他の地域包括支援センターの運営に関し必要な事項
- (5) 地域密着型サービスの運営に関する事。

(組織)

第3条 運営協議会は、平群町介護保険運営協議会(以下「介護保険運営協議会」という。)の委員をもって構成する。

但し、サービス事業者代表委員は、前条(5)地域密着型サービスの運営に関する事の議事決定に関与できない。

(役員)

第4条 運営協議会に会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長、副会長は、介護保険運営協議会の会長及び副会長をもって充てる。
- 3 会長は、運営協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(運営協議会の委員の任期)

第5条 運営協議会の委員の任期は、介護保険運営協議会の委員の任期を適用する。

(会議)

第6条 会長は、運営協議会を招集し、その議長となる。

2 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数の時は会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 運営協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は会長が運営協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日要綱第29号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。